

高知くらしの護身術

14

「お試し」勧誘

高額なエステ契約も

(2006年7月5日掲載原稿)

「無料サービス」や「無料体験」など「無料」を大きく宣伝して消費者を勧誘し高額な商品やサービスを契約させる無料商法という悪質な商法が後を絶ちません。

【事例】

知人の紹介で美顔エステの無料体験に応募して当選。店に出向きサービスを受けている最中に「貴女はきれいな肌をしている。もっと痩せたらモデルみたいになるよ。エステとサプリメントを併用して頑張ってみて」と店長に熱心に勧められ1年間の美顔エステとダイエット食品3ヶ月分をクレジット契約した。高額なので支払いが心配になり解約希望。

この事例では、特定商取引法の「特定継続的役務提供取引」や「訪問販売」にあたり、クーリングオフで8日間は無条件での解約が可能です。また8日間を過ぎた後でも中途解約は出来ませんが、一定の解約手数料と提供済のサービス料は支払わなくてははいけません。

「無料」や「お試し」というセールストークでは何が無料なのか確認し、必要のない契約はキッパリ断りましょう。また契約の際にはクーリングオフや中途解約のルールなどを記載した「概要書面」を交付しなければならないことになっているので確認してください。おかしいと思ったら契約しない方が無難です。

「今だけ、ここだけ、あなただけ」・・・そんな言葉に惑わされないでじっくり考えて下さい。